

## 第 11 回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 4 年 11 月 25 日（金） 午後 14 時 00 分～午後 14 時 50 分

2 開催場所 大月市民会館 4 階会議室

3 出席委員

1 番 米山 義一      2 番 西村 恒男      3 番 山崎 公江      4 番 小宮 広督

5 番 須藤 時夫      6 番 佐藤 孝義      7 番 山田 政文      8 番 鈴木 明雄

9 番 原 泉      10 番 安藤 睦美      11 番 平山 正幸      12 番 清水 秀幸

13 番 矢頭 恵造      14 番 久嶋 昇

4 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 議案第 29 号 農地法 3 条第 1 項の規定による許可申請に対し許可を求め  
る件

議案第 30 号 農地法 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し意見を求め  
る件

日程第 3 報告第 15 号 転用確認証明交付に関する報告

報告第 16 号 農業振興地域整備計画の変更について

日程第 4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 志村 隆夫      主査 竹下 仁      会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局      時間になりますので、始めたいと思います。

互礼を行いたいと思います。ご起立ください。相互に礼。ご着席くだ  
さい。

ただいまより、令和 4 年第 11 回農業委員会総会を開催いたします。

会長あいさつ、米山会長よろしく申し上げます。

会 長      皆さんこんにちは、今日は 11 月のもう 25 日です。今年もあと残すところ 1 ヶ月一寸となりました。

先日まで秋の農作物の収穫をはじめ、野菜の種まきやその他タマネギの植え付けと、大変お忙しかったと思いますが、その時期も終わりに近

づいております。

ここで一区切りつく頃だと少し楽になった気持ではいますが、そんな今日この頃です。

以前の話ですが、2ヶ月前の事です、この9月の総会の後で大月産のタマネギを使ってのハンバーグの食品の製造販売している石井食品さんとの話し合いが、この席で持たれました。

石井食品さんからは、ハンバーグの原料となるタマネギの生産の協力の依頼でもありました。

大月市におきましても、今年で7年目になると言う事ですが、大月産のハンバーグの取り組みを更に進めるためにと、その後10月14日に花咲の庁舎におきまして、タマネギ研究会の皆さんと共に一般の人も含めて講習会が開催されました。

この中にも何名か、推進委員の皆様の中からも何名か、7・8名農業委員・推進委員の皆さんが参加して頂きました。

一人でも多くの生産者をと、タマネギの栽培方法やベト病などの防御についての講習を受けました。

参加した人はこちらにその時の内容が、今日、お手元に届いていますが、私もその中の一人として、大月市が目指しています、大月産のタマネギのブランド化と、それによる大月市の活性化に少しでも役に立てばと、私以外にも思っている方がいると思いますが、新たな農業への挑戦としてタマネギの栽培に取り組んでみる事にしました。

話が一寸タマネギの時期としては遅かったですけど、急いで自分で種を蒔き何とか、この間まで育てた苗約3000本にマルチを敷いて植え付けを2・3日前に終えたところであります。

一口に3000本植え付けたからと言って、収穫が決して保証される訳ではありませんが、来年の6月の収穫時にどの程度収穫できるか楽しみにしている処であります。

さて本日の案件につきましては、農地法第3条案件が2件と第5条案件の申請が2件となっております。

本日も、今会議がスムーズに進行されますよう、ご協力をお願い申し

上げまして、あいさつとさせていただきます。

事務局 続きまして、開会宣告。会長お願いします。

会長 本日は一人、西村職務代理が遅れて来ますが、その他全員出席ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第 3 条に基づき議長を会長にお願い致します。

議長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願い致します。議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

#### 日程第 1 議事録署名委員の指名

議長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

6 番、佐藤孝義委員、7 番、山田政文委員を指名致します。

#### 日程第 2 議案第 29 号

議長 日程第 2、議事に入ります。議案第 29 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程致します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事務局 農地法第 3 条の申請について説明いたします。

議案書の 1 ページと 3 ページの地図と 4・5 ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇番〇外〇筆、地目は畑で面積は〇〇〇㎡です。

場所は、〇〇の〇〇〇〇〇の北側、〇〇〇の南側になります。

贈与の契約になりまして、譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

申請理由は、農業経営の拡大ですが、譲渡人の〇〇〇〇は現在、〇〇〇の方に住んでおりまして、〇〇歳の高齢のため管理が出来ないと言う事で、隣接している土地を所有している譲受人にこの土地を贈与したいと言う計画で今回の申請になりました。

地図を見て頂ければと思いますが、所有者の土地がそこにありまして、今回の申請は〇〇〇番〇と〇と言う事になります。

譲受人の土地はすぐ横に有りますが、申請地は少し前まで笹竹という

か、大分荒れた土地でしたが、今は笹竹が刈られている状態です。

〇〇〇番〇の方は、細い方ですけど、農地の進入路というような形で利用したいという計画です。

〇〇〇番〇については〇人の共有名義になっておりまして、その内の〇〇〇の持ち分 3 分の 1 について譲り受けるという事になります。

なお、譲受人の〇〇〇〇は合計で〇〇〇㎡の農地を耕作しておりまして、耕作地の様子が 5 ページの処に有りますけど、隣の農地ですけど、枝豆・葱・キウイフルーツなどを栽培している状況です。

以上ですが、ご審議お願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の山田政文委員をお願いします。

山田委員 4 ページの写真と 3 ページの地図をご覧頂きたいのですが、場所的には〇〇〇〇〇〇の西側の〇〇の南と言う形で〇〇〇が走っています。

現地は、今回の申請に当たって荒れている所を貰ったと言うような形で、ここの土壌は礫交じりで、更に荒れている所なので、畑にするには相当大変だなというのが実感としてありますし、無償の形で話が成立したと思います。

やって頂ければ結構な事なのですが、特に問題はないと思いますし、隣接人は写真の左側に白い家が建っていますが、ここが隣接のかた高橋さんというのですが、丁度お会いして特に異論はなしと言う事ですので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

以上です。

議長 ただいま、事務局と担当委員の説明が終わりました。  
ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。  
質疑がないようですから、採決に入ります。  
ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。  
全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長 続きまして、申請番号 2 について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 2 について説明します。

6 ページの地図と 7・8 ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇番外〇筆、地目は畑で面積は合計〇〇〇㎡です。

場所は〇〇〇〇の東側の所の一寸道路から下がった所とその道沿いになります。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

申請理由は、農業経営の拡大ですが、譲渡人の〇〇〇〇は〇〇在住ですが、農地については、年齢的にも高齢になるので管理できないので売り渡したいという申請になります。

農地については、これまで近くに住む兄弟の方が草刈りなどをしていましたが、そのお兄さんも大変になりこれ以上管理が出来ないと、近くで農地を耕作する人に譲りたいとずっと前から話が有りました。

この度、買って良いという人が見付きり売買する事になりました。

譲受人の〇〇〇〇は、ご存知かと思いますが、近くで〇〇〇〇〇を経営していますが、経営の傍ら現在〇〇〇〇㎡の農地を所有しています。

8 ページに〇〇さんの農地の状況がありますけど、〇〇さん自身は会社の経営者と言う事で細かい農業ではなくて、栗やイチジクなどの果樹を栽培しているというような状況のようです。

本人はなかなか農業に従事するのが大変かもしれませんが、従業員寮の管理人さんなどに手伝って貰ったりしながら、農地の耕作をしているような状況です。

購入後は、やはり果樹類を植えて、使用人の方も含めて 200 日程の耕作をする予定です。

以上、ご審議お願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の鈴木明雄委員をお願いします。

鈴木委員 持ち主の〇〇〇〇君というのは、私同級生で有りまして、〇〇〇〇〇の〇〇の息子さんに当たる方です。

〇〇〇〇をしていた〇〇〇〇さんの弟さんで有りまして、現在は〇〇〇〇の方に住んでありまして、腰を悪くしたりして農業が出来ないと言う事で、前から買って貰える方がいないか探していたようです。

〇〇〇〇〇さんは次男で有りまして、本家は市道を挟んだ向かい合っ

た家で、その当時は両方とも〇〇〇〇〇さんと言う事で、色々有ったと思いますけど、このような形で譲受人の〇〇さんも〇〇〇〇㎡の耕作している土地が有ると言う事で問題はないと思いますので、よろしく願い致します。

議長 只今、事務局と担当委員の説明が終わりました。  
只今の説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。  
質疑がないようですから、採決に入ります。  
只今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。  
全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

### 議案第 30 号

議長 続きまして議案第 30 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対し意見を求める件を上程致します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事務局 農地法 5 条、議案書の 9 ページ。

10 ページの地図と 11 ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は田で面積は〇〇〇㎡です。

場所は、国道〇〇号沿い、〇〇〇〇〇〇の手前になります。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

申請理由は、個人住宅の建設です。譲受人の〇〇〇〇は現在、申請地の南側 100m 程の所に住んで居ますが、この度、国道〇〇号の拡幅工事が有る関係で、拡幅工事に家が当たる事になり、現在の住居の代替地として申請地を求めたいという事で計画がされました。

この土地について、土地改良区に当たると言う事で第 1 種農地となっておりますが、地図を見て頂ければ分かるように周囲の方は大分宅地化しているという事と、土地改良区の承諾等必要な手続きは済んで居ます。

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議長 続いて地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、私の担当地区ですので、私から説明申し上げます。

米山委員 今、事務局の方から地図を見ながら説明が有りましたとおり、国道〇〇号線の〇〇〇〇〇〇〇〇の道路を挟んで、前の農地です。

現在、農地の地主さんであります〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇〇に住んでいまして熱心にこの農地を野菜なり、あるいはイチジクその他、常に手の空いている時はここで耕作しておりましたが、国道ですので大勢の人が通りながら、今年になってからどうした事か〇〇〇〇さんは、市の〇〇〇〇の仕事をしているので忙しくなったのかな、農地利用状況調査の時に周囲から心配した声がかかっていましたが、今回こういう事情で既に農地を耕作しないでそのままここ半年位現在に至っています。

〇〇〇〇さんは、先程事務局から話が有りましたように、この農地より、先程事務局 100mと言いましたが、実は 100m手前でなくてこの地図から言うと〇〇〇〇という〇が地図には載っていませんが、〇〇〇〇〇入り口という所が有ります。それから 100m位の道路の下に現在住んでいるのですが、拡幅工事のために道路を広げるためにどうしてもそこはかかると言う事で、今回の移転と言う事になりまして、この土地を〇〇〇〇さんの方から譲って貰う事になりました。

長年のこの道路の拡幅については、もう既に 10 年以上前から地元の人でも心配していましたので、何時になるか、どうした事だろうと言う心配をしていましたが、今回歩道の幅が広がる事に近づいた事に、私を始め大勢の人が喜んでます。

ただいま私の説明、事務局の説明以上ですが、何かご異議が有ればよろしくお願い致します。

議 長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

質疑がないようですから、採決に入ります。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議 長

続きまして、申請番号 2 について事務局に説明を求めます。

事 務 局

申請番号 2 について説明します。

12 ページの地図と 13 ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇〇外〇筆、地目は畑で面積は合計〇〇〇㎡になります。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇の西側になります。

譲渡人は〇〇〇〇外〇名、譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇です。

申請理由は、駐車場です。

〇〇〇は、皆さんご存知だと思いますが、現在〇〇〇〇〇〇〇〇に供給するため、市内外から沢山の木材を集めており、その木材を〇〇〇し、〇〇〇〇〇〇〇の燃料として供給していますが、国道〇〇号沿いに有ります、〇〇〇という看板が有りますけど、木材の原木の置場と川向うにそこに供給するための広い〇〇〇置場を設けています。

川向うはもともと農地でしたが、長い間放置をされておりました、雑木が繁茂していると言う事で、4・5年前に農業に再生不可能と言う事で、こちらの方から非農地通知を出して一度、山林になっている所です。

今回の申請地は、三角の所なのですが、木が生えていなくて非農地通知という訳にはいかないため通知はしていなかったのです。今回その三角の部分も運搬用のトラックの駐車場として利用したいと言う事で申請が有りました。

現在は、13 ページをご覧頂ければと思いますが、一寸奥の方に笹竹が生えていまして、大きな木はそんなにはないのですが奥の方に生えている状態で、この地域は裏に山が迫っていまして、日当たりが無く、ここを農地として利用するのは非常に利用しづらい場所というふうな場所です。

以上ですけど、この場所を大型車の駐車場として利用したいと言う計画です。

ご審議をよろしくお願いします。

議長 続いて地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。  
地区担当の佐藤孝義委員をお願いします。

佐藤委員 皆さんご存知のように、〇〇〇〇〇〇〇〇になっておりました、この西側に申請地がある訳ですが、僅かなものでもう全然耕作とかはなく、昔はずっとこの辺は田圃だった訳です。

私の親父なども皆、田を作っていたので、とても良い所だったことを覚えています。



〇〇〇という会社は、〇〇〇〇が有ります 12 ページの所に有る右側の方に一寸、国道沿いに四角く囲って何か書いて有りますけど、その全部が〇〇〇で、ここで殆どの場所の材木を持ってきて粉碎をしてチップにして、トラックで運んでいます。

そんな循環を今やっています、材木が何処から来ているか、私に聞かれても一寸そこまでは存じていません。

大した問題等はないと思いますけど、ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。  
ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。  
質疑がないようですから、採決に入ります。  
ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。  
全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

### 日程第 3 報告事項

議長 日程第 3、報告事項を議題とします。  
報告第 15 号について事務局に報告を求めます。  
事務局 14 ページですけど、転用確認証明の申請は 1 件でした。  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、今年の 10 月に許可された案件で、記憶に有る方も有るかと思えますけど、駐車場としてここを利用したいと言う申請でした。

追認の申請でしたので、すぐ工事に入るまでもなく現地を確認して、証明書を発行しました。

以上ですが、よろしくお願いします。

議長 ただいまの事務局からの報告に対し、何かご質問ご意見が有りましたら挙手の上、お願い致します。

無いようですので、本件は承認頂いたものとします。

議長 続きまして、報告第 16 号について事務局に説明を求めます。

事務局 16 ページをご覧ください。これも皆さん覚えていると思います。

今年の 2 月に申請を受け付けしまして、8 月のこの総会の場で、皆様にご了承頂いた農振の農用地、正しくは大月市農業振興地域整備計画につ



また貸し出しをする希望が有るかという事はまだ分からないですけど、〇〇〇〇としては、延長はもうできないと言う事です。

その他については、一部を所有者に戻したりしたり、〇〇さんがタマネギ栽培で代わりに借りると言う事で引き受けている物もありまして、何も書いてない〇筆については、まだ満期が来ていないと言う事で〇〇〇〇〇〇が借りている状況と言う事です。

ただ、〇〇〇〇〇は〇〇〇の耕作を殆どしないので、誰か別の方が借りて頂ければ、そちらの方の土地も貸したいと言うのが農林担当の方の考えのようです。

ですので、〇〇の土地は非常に整備されて良い場所なのですが、これらの使っていない土地について、今後借り手がいたらそちらの方に譲っていききたいというふうに考えている処です。

所有者に戻したという点がこちらの方に報告してなかった部分がありますので、ここで改めて一寸報告させていただきます。

以上です。

この事だけについて、何かご質問等有りましたらお願いします。

議 長 何か只今の説明で質問が有りましたら。

山田委員。

山田委員 番号で言いますと〇〇〇番、ここだけ合意解約と書いて有りますね。他の人とは違うの、所有者返還だけではなくて。

事務局 ここも二つ有りますけど、合意解約というところ、これは所有者がもう返してくれと、耕作しないから返してくれと言う事で、〇〇〇〇〇が合意したと言う事で、満期は来ていないが、返したところです。

山田委員 空白の処は、使う人が居ないと言う話なのですが、これは何で所有者に返還にならなかったの。

事務局 これはまだ満期が来ていないので、返していないのですが、耕作もままならないので誰かいたら〇〇〇〇〇〇の合意のもとでないと貸したりできないと言う事です。

山田委員 所有者に返還になって〇〇〇から〇〇〇番までの、これは所有者の意向とすれば、誰かしてくれる人が居たらその人と言う事で良いのかな。

事務局 貸したけど耕作しないで放棄されているから、もうこりごりだと言う人もいるのですが、実際自分で耕作してなかったら誰かに貸してもいいと言う事になる人もいるかと思います。

山田委員 ○○の○○○○○○○○の○○さんという人が市役所に行ったと思うのですが、どこの土地が対象になるのかな。

農林担当の方で知っていると思うのだけど。

志村課長 この前○○さんがお見えになって、一寸まだ具体的にどこの筆という処までは一寸話は進んでないところなのですが、この中のどこかまたこれから協議して行くと言う事です。

山田委員 我々所有者がいるから、農業委員と言ってもなかなか動けないから、鈴木さんもいらっしゃるが、市の方でここは確認してどこが使えるかやあって貰えば、1年放っておいたらもっと荒れてしまうからね。

志村課長 先週ですかね、農務事務所と話をしている、○○さん自然農法みたいな形でいらっしゃるという話を伺っていますので、地権者の方々と話をする中でどこが良いかという所を相談していきます。

山田委員 ○○さんという方は一人だけと言う事。

事務局 ここだけ貸すと言う事で、中間管理機構で話がされたようです。

議長 他に何かございますか。

事務局 (諸連絡)

議長 この件について、何か疑問等がございますか。

無いようですから、本日の日程は全て終了しました。

議事進行にご協力ありがとうございました

最後に職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 これをもちまして、令和4年第11.回大月市農業委員会総会を閉会致します。どうもご苦労様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。